

1. 件名：高浜発電所3号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について
2. 日時：令和2年2月19日(水) 13時25分～14時10分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室E

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室 谷室長補佐、笠原室長補佐

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門 比企主任監視指導官、

東原子力規制専門員

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

高浜発電所 運営統括長 他6名

5. 要旨

- (1) 原子力規制庁は、関西電力から、高浜発電所3号機蒸気発生器伝熱管の損傷に係る発電用原子炉施設故障等報告書の提出があり、形式要件が整っているか等の確認を行った結果、特に問題は認められなかったことから、13時33分に報告書を受理した。

また、関西電力から、当該報告書の内容について以下の説明があった。

今回の定期検査期間中において3台(A～C系)ある蒸気発生器(以下「SG」という。)の伝熱管の渦流探傷試験を実施した結果、B-SGで1本、C-SGで1本の伝熱管から、外面からの減肉とみられる有意な信号指示が確認された。それらの深さは、伝熱管の肉厚(1.3mm)に対しB-SGは32%、C-SGは56%であった。

また、前回の定期検査期間中における渦流探傷試験では、当該伝熱管の同一箇所から信号指示は確認されなかった。

本件に関して、前回の定期検査期間中、A-SGの伝熱管1本に確認された有意な信号指示ではない微小な外面減肉の発生を踏まえた異物混入防止対策は実施済みであった。一方、昨年10月に法令に基づき報告した高浜発電所4号機のSG伝熱管の外面減肉事象を踏まえた対策の実施は、上記実施済みの対策以外は今回の定期検査からであった。

現在、当該伝熱管の外観等を確認するため、小型カメラによる調査等の作業を実施しているところであり、その結果を踏まえ、原因と対策を取りまとめる。

- (2) 原子力規制庁より、原因と対策について報告を受け次第直ちにその内容について確認していくことを伝え、関西電力より了解した旨の回答があった。

6. 資料

- ・原子炉等規制法に基づく発電用原子炉施設故障等報告書

<https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/trouble/houkoku/220000191.html>